公　告

諮　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１５号
北海道檜山郡厚沢部町新町15番地の１
債務者　深山　博行
１　決定年月日時　平成21年８月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで　函館地方裁判所江差支部

平成２１年（フ）第１６号
北海道檜山郡厚沢部町新町15番地の１
債務者　深山　花子
１　決定年月日時　平成21年８月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで　函館地方裁判所江差支部

平成２１年（フ）第１８号
北海道檜山郡厚沢部町松園町８番地の８
債務者　宮森　昭夫
１　決定年月日時　平成21年８月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで　函館地方裁判所江差支部

平成２１年（フ）第３５０号
静岡県田方郡函南町上沢951番地の64
債務者　小阪　圭子
１　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２０年（フ）第１８３６号
堺市北区新金岡町４丁４番６―404号
債務者　横山　安則
１　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７４９号
大阪府柏原市旭ヶ丘２丁目３番16号
債務者　丸山　法子（旧姓浅田）
１　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９００号
堺市美原区多治井232番地265
債務者　北野硝工こと　北野　耕司
１　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９０３号
大阪府南河内郡太子町大字山田129番地の17
債務者　西浦　栄子
１　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９１１号
大阪府羽曳野市島泉５丁目22番３―102号
債務者　松嶋かおり（旧姓仁木）
１　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９６９号
大阪府藤井寺市小山３丁目283番地の１　カルムヴィラージュ103号室
債務者　小泉しのぶ
１　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０７８号
堺市東区菩提町５丁48番地　米田文化住宅１棟201号
債務者　園部　恵子
１　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９５号
北海道美唄市字美唄1718番地
債務者　三浦　智子
１　決定年月日時　平成21年８月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１０２号
北海道夕張郡栗山町中央２丁目111番地　アーバンハイツ203号室
債務者　柳田　政人
１　決定年月日時　平成21年８月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１０３号
北海道夕張郡栗山町松風２丁目261番地１　ハイム朝陽101号
債務者　柳田　陽子
１　決定年月日時　平成21年８月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１０４号
北海道岩見沢市２条東11丁目22番地１　第２ムライハイツ５号室
債務者　齊藤　雅明
１　決定年月日時　平成21年８月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１１２号
北海道夕張郡由仁町東三川581番地
債務者　岩佐　託勇
１　決定年月日時　平成21年８月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１１４号
北海道岩見沢市かえで町３丁目２番１―405号　道営住宅１号棟405号
債務者　鮫澤　拓実
１　決定年月日時　平成21年８月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部